

## 複数の者に対する行政指導個別票

所管局部担当名 (電話番号)	環境局環境管理部環境管理課 (産業廃棄物規制グループ) (06-6630-3284)
行政指導担当名	同上
行政指導の名称	多量排出予定事業者に対する産業廃棄物の排出管理・適正処理・減量化指導
関連する 他局の名称	
概要	本市内で1年間に発生する産業廃棄物量が1,000トン以上と予測される事業場を新設、もしくは既存事業場で1年間の産業廃棄物増加量が1,000トン以上になると予測される製造工程等の新増設又は製造方法等の変更しようとする場合には、その事業に係る産業廃棄物の発生量、排出量、減量化量を事前に予測及び評価を実施し、届け出するように指導する。
根拠となる要綱等	多量排出予定事業者における産業廃棄物の予測評価に関する指導要綱 ( <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000455824.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000455824.html</a> )
行政指導指針	<p>○対象事業者 次の1または2の事業者で、建設業及び産業廃棄物処理業に係る事業者を除く。 1 本市内で1年間に発生する産業廃棄物量が1,000トン以上と予測される事業場を新設する事業者 2 本市内の既存事業場で1年間の産業廃棄物増加量が1,000トン以上になると予測される製造工程等の新増設又は製造方法等の変更をして行う事業者</p> <p>○産業廃棄物の予測評価の実施 事業の実施に際して、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、中間処理、最終処分等について事前に予測及び評価(「産業廃棄物予測評価」)を行う。</p> <p>○産業廃棄物予測評価の提出 多量排出予定事業者は、対象事業に着手しようとする日の60日前までに、市長に届け出する。</p> <p>○実績の報告 多量排出予定事業者はその事業を開始したときには、当該年度の産業廃棄物の発生量及びその処理に関して、産業廃棄物処理実績報告書を翌年度の6月30日までに市長に報告する。</p>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000455824.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000455824.html</a>
備考	